

3. 公園・緑地に関する方針

(1) 公園・緑地に関する基本方針

公園・緑地については、町民がスポーツ・レクリエーションを楽しみ、憩い交流できる場（緑の交流拠点等）として、既存の公園の維持・充実を図るとともに、町民等の休息、遊戯、運動等の機能のほか、避難地・地域防災拠点としての機能や子育て支援機能等多様な機能を併せ持った総合的な公園の配置と、身近な公園の整備及び一宮川への親水広場の形成等について検討します。

県立九十九里自然公園内の豊かな緑地については、基本的に保全・育成を図りますが、町営憩いの森から洞庭湖にかけての緑の交流拠点と、釣ヶ崎海岸広場周辺の緑と文化の拠点については、町民等が憩い交流する場として維持・充実を図ります。

以上の公園・緑地と拠点・駅を結ぶように、一宮川沿いの遊歩道や県自転車道・海岸遊歩道、関東ふれあいの道等を活用して緑のネットワークの形成を図ります。

なお、公園・緑地の整備・充実にあたっては、少子高齢化の進行や子育て支援に対応してユニバーサルデザインや、死角の無い犯罪防止に配慮したデザインの導入などにより、安全安心な公園・緑地となるよう配慮します。

また、公園緑地の維持・管理及び計画については、行政と町民・NPO等との協働による推進を検討します。

(2) 公園緑地の整備方針

① 既存公園の維持・充実

城山公園や望洋公園、舞台公園、臨海運動公園等既存の公園については、町民のスポーツ、レクリエーション、健康づくりの場とともに、町民等が交流する場（緑の交流拠点）として、維持・充実を図っていきます。

このうち、城山公園については、歴史的雰囲気とともに、美しい自然景観を呈しており、それらの保全・育成を図るとともに、駐車場や広場等の整備・拡充により利便性と魅力向上による活用を進めます。

また、望洋公園については、素晴らしい眺望をゆったりと楽しめるよう、環境整備を図ります。



歴史と自然を感じさせる城山公園

② 総合的な公園の配置と身近な公園の整備検討

町民のスポーツ、レクリエーション需要の高まりに対応した健康づくりの拠点・憩いの場であるとともに、災害に備えた都市づくりに資する避難地・地域防災拠点や子育て支援など多様な機能を備えた総合的な機能を有する公園の配置について検討を行います。

また、身近な公園については、子供が安全に遊べ、高齢者が集える交流の場等として、整備を検討します。

③地域の豊かな自然の保全・育成と整備・活用

一宮川をはじめ、県立九十九里自然公園に指定されている海浜部の保安林や丘陵部の緑地等の豊かな自然について、保全・育成を図るとともに、貴重な地域資源として整備・活用を図っていきます。

一宮川については、遊歩道の整備・充実や親水空間の形成・充実、川沿いの景観形成及び新生橋・かもめ橋等歩行者・自転車用の橋のたもとへのポケットパーク（水飲み場、ベンチ等の設置）の整備等による憩いの場づくりを検討します。

丘陵部の町営憩いの森から洞庭湖にかけて緑地については、遊歩道や駐車場・桜交流広場の整備・充実、わかりやすい案内板の設置等を図るとともに、魅力の外部へのPRを積極的に行うことにより観光レクリエーション地として充実・活用を図っていきます。

海浜部については、保安林の保全・育成と海岸遊歩道の整備、サーフポイントと海水浴場の保全、釣ヶ崎海岸広場・東浪見保健保安林緑地の整備・活用、県道九十九里一宮大原自転車道の魅力向上等を図ります。



丘陵部のため池と緑地



自然環境豊かな洞庭湖

④緑の交流拠点と、鉄道駅や他の拠点地区を結ぶ緑のネットワークの形成

町民や町への来訪者等が町内を安全に歩け自転車で巡ることができ、健康づくりやレクリエーションを通じて交流できるよう、緑の交流拠点地区と都市のにぎわい拠点地区・東浪見地域交流拠点地区、緑と文化の拠点地区等の拠点を結ぶ、一宮川沿いの遊歩道や県道九十九里一宮大原自転車道・海岸遊歩道、県道長生茂原自転車道、関東ふれあいの道、幹線道路の歩道部等を活用した緑のネットワークの形成・充実と魅力向上に努めます。



一宮川沿いの遊歩道

